（一）　第十九號　（日曜日）　京城新聞　明治四十一年七月廿六日　（日刊）（第三種郵便物認可　明治四十一年七月廿四日）

京城新聞

妄言妄評（三）

栗嶺生

▲世の中は隨分廣し、盲目千人明目千人と諺あれど、極て見易きことを誤解するもの多し、伊藤公統監辭任の說ありとて眞面目に留任を勸告するものあり、而も韓國の事總て伊藤公にあらざれば不可能なるが如く論ずるに至ては愈々世の中の廣きを感ずるなり、

▲井上馨曾て公使として當地にあり、人彼が韓國事情に通せざるの故を以て、彼に海る所あらんとせしも黙けて之を聞かず、更に揚言して曰く、韓國の經營我方寸の中にあり、見よ其結果を、舌根未だ乾かざるに支障百出意の如くならず、特有の狂癡忽ち破裂したり、咄嗟なき衆生は濟度すべからずと、行李を收て早々歸韓せり。

▲有名なる三浦梧樓の跡を受けて、其善後策を講ずる爲に來りし公使小村壽太郎曰く韓國は不可解なり、韓人は更に不可解なり と泥近者に漏せりと、其後或人彼に問ふて曰く韓人は皆閣下以上の外交家なるべしと彼曰く然り眞に其言の如し、井上馨が最初に於て韓國の事成し易きのみ、殊に戰勝の餘威を以て望む、百事乃公の意の儘なるべしと早計にも信じたるは無理ならず、始て韓人に接するときには此感起る、然れども韓人程始末に困るものはなしと、機敏なる小村は早くも之を看破せりと、

▲伊藤公の統監として來るや、其意氣將さに八荒を呑み、井上馨と同一の感胸中にありたらん、此際に於て忠言するも、陳言するも無益なり、唯叱咤せられて蹶けらるゝのみ、老人は多く倨傲なり、自己の經驗の爲に讓遜の心を缺く、井上然り、伊公亦然らざらん、讓讓は美德なり、人の言を能く聞く政治家は失敗少し、然るに世には往々唯我獨尊にて人言を容るゝに吝なるもの多し爲に思はざる失敗を招いて煩悶するもの尠からず、

▲今尙は生存するや否を知らざるが、東京は淺草山谷に蹇の吉と云ふものあり彼は乞丐にして金貸をなせるものなり、之れ實に聞違なき金善法を實行せるものなり只で貸て利を取りて貸す、天下豈斯の安全なる金善法あらんや、

▲朝鮮人は之を實行せざるも、之に類する考を抱持するものなり、保護國たる日本に何でも重荷を負はせ、而も揚言して曰く、早く保護を脫して立派なる、獨立國たらんと、重荷は保護者に負擔せしひべし、利益は專ら我に收めんと、之れ韓人獨特の外交術なりと、天下斯の如き圖々しき外交は容易に他に見る可らず、

▲或る韓人曰く、日本の御蔭で韓國も漸次進歩し來れり、日本は兄にして韓國は弟なり、弟の兄に師事するは素より當然なり、兄の弟を教海するも亦當然なり、弟たる韓國は早く成長して獨立自營せざる可らず、併し幾十年かの後には韓國が兄となる時來るやも知る可らずと、嗚呼何たる勝手の放言ぞや、面從の理に倨傲の氣壓る、此國々しさを除けば韓人はゼロなり、

▲近頃我彌洲政策に對する外人の非難あも然れども其語る處根據なし、日本品輸入が外國品を壓倒し、南滿の貿易は日本の獨斷する所となれり怪と不平を唱へるが、全く統計に盲目なる評にて取るに足らず、要するに惑る一部外人の中傷說に外ならず、決して憂るに足らざるなり、

●民刑訴訟規則（續）

第五十九條　故障又は上告又は抗告を行ふことを得る者は其期間内と雖も其權利を抛棄することを得

第六十條　不適法なる故障又は控訴又は上告又は原狀回復又は再審の申提は其申提書の提出を受けたる裁判所の決定を以て此を却下し原狀回復及再審の申提か理由なき時も亦同じ

前項の決定に對しては抗告を行ふことを得

第六十一條　本法中裁判長に關する規定は區裁判所判事受命判事及受托判事に此を準用す

第六十二條　上級裁判所の裁判又は其他事由に因りて訴訟完決したる時は訴訟記錄は上級裁判所の裁判書謄本と共に第一審裁判所に保存すべし、

第二章　民事訴訟手續

第六十三條　訴訟目的の價額は起訴時の價額に依りて此を算定す

利息其外果實損害賠償及訴訟費用は主たる請求に附帶して請求したる時は此を算入せず

第六十四條　訴は被告の居地を管轄する裁判所此を管轄す

居地なき者又は居地を知らざる者に對しては其最後の住地を居地と看做す

法人に當りては其官廳又營業事務所の所在を居地と看做す

第六十五條　不動產を目的とする訴は其不動產の所在地を管轄する裁判所此を行ふことを得

第六十六條　二人以上の被告に對して訴を提起したる場合に被告の居地を管轄する二個以上の裁判所ある時は原告は其中に就て選擇することを得

前條の規定に從ひ訴を提起する場合に不動產か二個以上裁判所の管轄區域内にある時も亦同じ

第六十七條　裁判所は當事者か訴訟を行ふ能力なしと認むる時は其代表者を指定すること得

第六十八條　官廳か當事者たる時は其長官又は其長官の指定したる所屬官吏を以て其代表とす

當事者は辯護士又は其他の者に委任して訴訟を代理せしむることを得但辯護士にあらざる者を訴訟代理人とする時は裁判所の許可を受く可し

訴訟代理人は訴の取下又は控訴又は上告或は其取下又は再審の申提又は復代理の委任又は和解又は强制執行に關する訴訟行爲を行ふに發りては特別委任を受ることを要す

第七十條　共通したる權利を有する者は共同して訴を提起することを得

共通したる義務を有する者に對しては共同被告として此を訴ふることを得

●ビーヤホールの始

明治三十二年七月の諸新聞に左の廣告あるをビーヤホールの始めとす

惠比壽ビール開店

今般歐米の風に倣ひ七月四日改正條約實施の吉辰をトし、京橋區南金六町五番地（新橋際）に於てビール店を開店し常に新鮮なる樽ビールを氷室に貯藏いたし優き最も高尙優美に一杯賣り仕候大方の諸產販々敷御光來被下何卒惠比壽ビールの異味を御賞玩あらんことを乞ふ

資價半リーテル金十錢、四半リーテル金五錢

日本麥酒株式會社

新不如歸

篠原鼎葉著

（六十三）

百合子の何となく尋常ならぬを見たる母の模子は、召使なぞの目覺ぬやうに元の如く月繪などして、徐に自分の室に連れ行き、埋め置ける火鉢の火を起して其前に百合子を座らせ、自分も傍に座を構へて他聞を憚る潛び聲に、

「一体まあ何うしたと云ふのだい。」

百合子は、悲を分ち、悔しさを訴ふべき慈母の膝下に歸つたので、只無性に流れ出る涙を拭ひもあへず、

「妾……妾は離縁されました……。」

云つて、悲さに堪ねぬやう、兩袖を顏に押當てしやくりあげて泣くのである。

「ねゝッ」

と、模子は思はず高く叫んで、

「離縁された……そ……それは一体奈何云ふ事情なんだ……さゝあ那樣に泣いたつてゝ樣がない、は……早く事情をね話し、事情を……。」

と、老の身の早や涙を滾しつゝ促すのである、百合子は潮うに涙の顏を押拭ふて姑の親戚へ出掛た事より、夜の九時過になつて足拵少佐が、酒に醉ふて來た事、自分は不在とでも云つて逢はぬ意であつたを、取次の婢が宅に居ると云ふたので止を得ず座敷に通して面會した事、足拵が種々と難題を持掛けて苦めた事、果は怪しからん振舞に及びかけた所へ、姑が歸つて來て其の現狀を見付た事、うれより其を落度として姑に事だから、道ならん事でも見付られたのかと思ふのは當然ぢやないかね、さもなければ離縁される理由が無ぢやないか、れ前の方から手出しでも爲たと云ふなら格別、敏夫さんの友人が酒に醉ふて來て、れ前に無法な事爲かけたと云ふので、れ前を離縁すると云ふのはあんまり無法な爲方ぢやないか、那麼事で離縁された日には、强盜が入つて惡戲されてもれ前は强盜と違ならん事を爲たから離縁すると云ふのと同じ事ぢやないか、いくら發明な姑さんでも那樣無法な離縁と云ふものがあるものぢやない。」

「しかし先方で離縁すると云はれるなられ前は西隣家の大切な娘だ、何時でも受取ます、何が泣く事が要るものか、さあ〳〵もう今晩は彼是二時だ、何彼の事を明日としてれ寢みなさい。」

と、自ら床を敷べてやりなどして、就寢ませた。

◎蓄音器　各種　新嶺新音譜　各種　新荷着　東京三光堂　蓄音器韓國總代理店　京城本町　辻屋　本店電　二四八　支店電　三六六

明治五年創立　年中無休刊　報知新聞　一ヶ月郵稅共金五十錢　韓國一圓に限り三ヶ月　無郵稅金一圓五錢　東京丸之内　報知社

機敏なる報道、正確なる記事は諸般の設備完全なる新聞社に於て始めて之を見る能はず　新聞は六畳の輪轉機を以て刷出し數臺の自轉車馬車を以て搬出す設備の完全東洋に冠たり宜なり滔々たる新聞界の群を拔きて獨り卓出せる事、

「破天荒」は如何に其動作の活躍せるかを見よ「無線電信」は如何に其書眼の機警なるかを見よ機警活躍着々他の機先を制すること萬事皆此の如し滿紙皆總咏全篇皆珠玉神に「日本史論」は記事と寫眞と相待ちて大喝采を博しつゝあり

廣島市天滿町　海陸物產委托問屋　海外輸出商　商號　吉野兄弟商會本店　主任　吉野伊三郎　電話五八八番　電信略號（ヨシイ）

廣島市天滿橋東詰　海陸物產內外鹽卵問屋　琵琶蒟粉商　商號　吉野兄弟商會支店　主任　吉野久次郎

廣島市青物市場　海陸產問屋　商號　吉伊支店　本電話三九〇番　電信略號（ヨシキ）

韓國京城南大門通二丁目八番戶　海陸物產委托問屋　乾物諸雜詰　漬物類卸商　商號　吉野兄弟商會出張所

商號　吉伊支店　主任　吉野萬之助　電話七五七番　電信略號（ヨシキ）

京城五丁目本町

美術書畫　襖、壁、天井張　京城壽町一丁目　桂萬吉

新築落成入院隨意　明治町壹丁目本町座前　眼科　內科　外科　楹岡醫院　電話架設中

ジフト賣及マニラ葉卷其他煙草類各種西洋雜貨洋酒洋菓並に支那糖菓及紅茶六神丸特約販賣　但有名なる上海製造のものに御座候　謹告　在韓清國人

大頭彩金壹萬圓　第三十五次　陰曆六月廿九日　陽曆七月廿七日　開彩

連頭彩金壹萬圓　第二十一次　陰曆八月二十日　陽曆八月十六日　開彩

安徽頭彩金五萬圓　第七十八次　陰曆六月廿四日　陽曆七月廿二日　開彩

湖北頭彩　確實發賣知道離地方御購求希望者御贈金並書留信料張贈急速御用命通可贈付不誤主顧

定價　湖北彩票全紙金七圓五拾錢　大連彩票全紙金壹圓參拾錢　安徽彩票全紙金壹圓貳拾錢　小切八拾錢

京城永樂町通本櫻橫唐街　西洋雜貨　商源源號　南大門通小說洞　支店　源源發號

▲流行の魁 新柄ゐり地帯あげ其他種々 取揃へ店頭へ陳列致置候 間御散歩御來觀被下度候 京城明治町一丁目 德商店

東城新聞

韓人教育に就て

▲憐むべきは前王の女婿朴泳孝氏にて候、氏は極々運運の男にて漢城のクーデターに遭ふこと前後三回、何れも流配と亡命は其御土產と相成候。

▲二十年前までは朴泳孝と云ふ名稱は恰かもコスースーの如く內外人士間に尊敬せられ、愛國者として我朝野の敬愛を受けたりしが、氏は日本の帝國政策を見て漸く疑懼を起し、日清戰役後に於ける其の遣方は深く我國民の同情を失ひ候、爾來憐むべき朴泳孝は光輝なき亡命者となりて候。

▲氏は昨年十餘年振りに故國に歸り痛く故國の政變に驚愕し、又痛嘆し一夕前帝に謁し已往の國事を夢の如くに洗ひ、何とか忠義の柱と成るべく奮ひたる由、折惡しく、李完用氏兼畯の如き冷刻なる政敵と向ふを張りしも一敗して濟州に謫せられ氣の毒も千萬の至りに存候、君の朋友は殆んど政變の際に殉して幽冥に去り、其親友たりし金玉均も今頃は地獄の裁判濟みと相成候頃なるべく、憐むべきは濟州の風月にて候、君は此風月を友として一生涯を漁村に送くること能はず、近々期滿ちて歸城の由、只だ二十五年間の亡命者なる君が明哲身を保たんこと祈候。

▲痛はしきは永宣君にて候、君は祖父氏の英委あれども、今や其門下を棄て、幕友を失ひ、政權病に罹りしため、神經昂進し强いて妓を呼び酒を喫む由、最早永宣君となりし以上は政權生活は忘却せられ候はゝ君の周圍には大なる名譽と權力の來るあるべきに、君も亦た亡命より歸りて漢城の風土病に倒れんとする乎。

東京電報

▲勸業銀行配當

日本勸業銀行林主總會は本年度半期の利益配當を一割宛と決議せり

▲戰役功勞者行賞

戰役中功勞ある民間特志者三十一名に叙勳あり又全國團体三百九十七個人三百三十名に金銀盃の下賜あり

▲統監參內

伊藤統監は參內の上韓國の事情に付き奏上し御下問に奉答する所あり優渥なる御諚を拜し皇后陛下にも拜謁す（以上二十四日發）

雜報

●馬車を下賜さる

總理大臣李完用氏は今回宮中より二頭立の馬車一輛を賜ひたりと

●諸規則裁可　未決囚及己決囚押送規則

廢時財產整理局制官文官任用令等の件何れも一昨日裁可頒布せられたり

●兼權金支出裁可　內閣會議の決議を經て上奏中の退官賜金一萬八千六百圓九錢、官報不足金額千四十六圓、遂安金鑛損害賠償金五千圓豫備金より支出の件裁可されたり

●保安林編入　漢城五署にある各森林は今回保安林に編入すべき旨告示せり

●民長官選の不都合（某氏談）

民長官選問題か、いやはやれ話にならぬでないか、今時分民長官選を擔ぎ出すとは統監府の役人連も余程繞が廻つたと見へる、余り問題が明白すぎて考へる余地も何もないでないか、斯る蠻的の案を何の動機から編み出したものか更に解らない、官權萬能も茲に至て極端である、新聞記者の方々が大演說會を開くと云ふが、輿論を喚起して當局者に反省を促すは輿論の先鋒たる新聞記者の爲すべきことだろう、が、之は當に新聞記者のみに任すべき問題でない、吾々居留民直接に利害を感する問題だ、聞く處に依ると大分各地の居留民間にも反對の氣勢勃然たるものありと云ふ、居留民大會を起して反對の決議をなし當局者に其非を悟らしむるが急務である、若し夫れでも反省する所がなければ委員を選で帝國議會に持ち出すの外はない、要するに居留民大會を開くのが急務である、各地の意嚮も稍々定まれるが如し、遠からず其選びに至るであろう云々

●民長問題の將來（某氏談）

一片の統監府令を以て民團法一部の改正を斷行し民長の民選を官選にしたのは若しも今日何か差當ての必要上爲したるものとすれば其斷行の勇氣を大に賞さねばならぬ、併し今の處差當ての必要が有ると云ふ譯でもなく殊に統監政治の評判の餘り良く無い此頃に於てこんな事をすれば必ず居留民の激昂を買ふことは知れ切つて居る、韓國側の地方政治に就ては伊藤統監は先立來大に觀察使に權力を與へ郡守に採用權及警察權までも與へて從來の中央集權主義を地方分權主義に換へんと企られつゝあるにも不拘我居留民の方へは何とて中央集權主義に緣近き民長官撰を實行せんとするか、而かれども之も一事彼も一事他日治外法權にして撤去せられなば今の民團法も民長も消滅すべきなり只余の憂ふるところは我々居留民にして若し今回の改正に默從せば今の民長の代りとなるべき其時の漢城市長が官選とならんことなり故に我々居留民にして自治の能力ありと信せば今の民長問題は他日の市長問題なりと思ふて此際當局者と戰つて彼等をして官選主義を捨てしめざるべからず云々

●曾禰副統監の訓示（續）

第二は學校の盛衰興廢は專ら皆さんの教授管理の方法が宜しきを得ると否さに依る事は申す迄も無い詳しく言へば教員の教授指導のやり方が眞實誠意から出て居ると表面の形式一遍のものに過ぎないと に基くものである其れ故同じ教科課程の學校にも優劣があり良否があるは其の罪の歸する所見蓋に在る譯では無い畢竟此れを敎へ導く所の師父其の人の親切不親切に因るので言葉に當つて居られる事である如何に切なる任務の心勞は一方ならぬ事と察しする が此の上にも充分丁寧懇篤に御教授になるやう致したいさうなれば兒童の幸ひは申す迄も無く父兄迄も皆さんを尊敬して喜んで其の子弟を普通學校へ出すやうになるであらう

▲前王の女婿朴泳孝氏は所有權を有する事を主張する者、一人の申請にて可なる事とし其他人の權利を侵害する事なからしむるため郡守府尹に關覆權を授になるやう致し却下し御土產と相成候。

▲二十年前までは朴泳孝と云ふ名稱は恰かもコスースーの如く內外人士間に尊敬せられ、愛國者として我朝野の敬愛を受けたりしが、氏は日本の帝國政策を見て漸く疑懼を起し、日清戰役後に於ける其の遣方は深く我國民の同情を失ひ候、爾來憐むべき朴泳孝は光輝なき亡命者となりて候。

▲氏は昨年十餘年振りに故國に歸り痛く故國の政變に驚愕し、又痛嘆し一夕前帝に謁し已往の國事を夢の如くに洗ひ、何とか忠義の柱と成るべく奮ひたる由、折惡しく、李完用氏兼畯の如き冷刻なる政敵と向ふを張りしも一敗して濟州に謫せられ氣の毒も千萬の至りに存候、君の朋友は殆んど政變の際に殉して幽冥に去り、其親友たりし金玉均も今頃は地獄の裁判濟みと相成候頃なるべく、憐むべきは濟州の風月にて候、君は此風月を友として一生涯を漁村に送くること能はず、近々期滿ちて歸城の由、只だ二十五年間の亡命者なる君が明哲身を保たんこと祈候。

▲痛はしきは永宣君にて候、君は祖父氏の英委あれども、今や其門下を棄て、幕友を失ひ、政權病に罹りしため、神經昂進し强いて妓を呼び酒を喫む由、最早永宣君となりし以上は政權生活は忘却せられ候はゝ君の周圍には大なる名譽と權力の來るあるべきに、君も亦た亡命より歸りて漢城の風土病に倒れんとする乎。

東京電報

▲勸業銀行配當

日本勸業銀行林主總會は本年度半期の利益配當を一割宛と決議せり

▲戰役功勞者行賞

戰役中功勞ある民間特志者三十一名に叙勳あり又全國團体三百九十七個人三百三十名に金銀盃の下賜あり

▲統監參內

伊藤統監は參內の上韓國の事情に付き奏上し御下問に奉答する所あり優渥なる御諚を拜し皇后陛下にも拜謁す（以上二十四日發）

雜報

●馬車を下賜さる

總理大臣李完用氏は今回宮中より二頭立の馬車一輛を賜ひたりと

●諸規則裁可　未決囚及己決囚押送規則

廢時財產整理局制官文官任用令等の件何れも一昨日裁可頒布せられたり

●兼權金支出裁可　內閣會議の決議を經て上奏中の退官賜金一萬八千六百圓九錢、官報不足金額千四十六圓、遂安金鑛損害賠償金五千圓豫備金より支出の件裁可されたり

●保安林編入　漢城五署にある各森林は今回保安林に編入すべき旨告示せり

●民長官選の不都合（某氏談）

民長官選問題か、いやはやれ話にならぬでないか、今時分民長官選を擔ぎ出すとは統監府の役人連も余程繞が廻つたと見へる、余り問題が明白すぎて考へる余地も何もないでないか、斯る蠻的の案を何の動機から編み出したものか更に解らない、官權萬能も茲に至て極端である、新聞記者の方々が大演說會を開くと云ふが、輿論を喚起して當局者に反省を促すは輿論の先鋒たる新聞記者の爲すべきことだろう、が、之は當に新聞記者のみに任すべき問題でない、吾々居留民直接に利害を感する問題だ、聞く處に依ると大分各地の居留民間にも反對の氣勢勃然たるものありと云ふ、居留民大會を起して反對の決議をなし當局者に其非を悟らしむるが急務である、若し夫れでも反省する所がなければ委員を選で帝國議會に持ち出すの外はない、要するに居留民大會を開くのが急務である、各地の意嚮も稍々定まれるが如し、遠からず其選びに至るであろう云々

●民長問題の將來（某氏談）

一片の統監府令を以て民團法一部の改正を斷行し民長の民選を官選にしたのは若しも今日何か差當ての必要上爲したるものとすれば其斷行の勇氣を大に賞さねばならぬ、併し今の處差當ての必要が有ると云ふ譯でもなく殊に統監政治の評判の餘り良く無い此頃に於てこんな事をすれば必ず居留民の激昂を買ふことは知れ切つて居る、韓國側の地方政治に就ては伊藤統監は先立來大に觀察使に權力を與へ郡守に採用權及警察權までも與へて從來の中央集權主義を地方分權主義に換へんと企られつゝあるにも不拘我居留民の方へは何とて中央集權主義に緣近き民長官撰を實行せんとするか、而かれども之も一事彼も一事他日治外法權にして撤去せられなば今の民團法も民長も消滅すべきなり只余の憂ふるところは我々居留民にして若し今回の改正に默從せば今の民長の代りとなるべき其時の漢城市長が官選とならんことなり故に我々居留民にして自治の能力ありと信せば今の民長問題は他日の市長問題なりと思ふて此際當局者と戰つて彼等をして官選主義を捨てしめざるべからず云々

●曾禰副統監の訓示（續）

第二は學校の盛衰興廢は專ら皆さんの教授管理の方法が宜しきを得ると否さに依る事は申す迄も無い詳しく言へば教員の教授指導のやり方が眞實誠意から出て居ると表面の形式一遍のものに過ぎないと に基くものである其れ故同じ教科課程の學校にも優劣があり良否があるは其の罪の歸する所見蓋に在る譯では無い畢竟此れを敎へ導く所の師父其の人の親切不親切に因るので言葉に當つて居られる事である如何に切なる任務の心勞は一方ならぬ事と察しする が此の上にも充分丁寧懇篤に御教授になるやう致したいさうなれば兒童の幸ひは申す迄も無く父兄迄も皆さんを尊敬して喜んで其の子弟を普通學校へ出すやうになるであらう

▲前王の女婿朴泳孝氏は所有權を有する事を主張する者、一人の申請にて可なる事とし其他人の權利を侵害する事なからしむるため郡守府尹に關覆權を授になるやう致し却下し御土產と相成候。

▲二十年前までは朴泳孝と云ふ名稱は恰かもコスースーの如く內外人士間に尊敬せられ、愛國者として我朝野の敬愛を受けたりしが、氏は日本の帝國政策を見て漸く疑懼を起し、日清戰役後に於ける其の遣方は深く我國民の同情を失ひ候、爾來憐むべき朴泳孝は光輝なき亡命者となりて候。

▲氏は昨年十餘年振りに故國に歸り痛く故國の政變に驚愕し、又痛嘆し一夕前帝に謁し已往の國事を夢の如くに洗ひ、何とか忠義の柱と成るべく奮ひたる由、折惡しく、李完用氏兼畯の如き冷刻なる政敵と向ふを張りしも一敗して濟州に謫せられ氣の毒も千萬の至りに存候、君の朋友は殆んど政變の際に殉して幽冥に去り、其親友たりし金玉均も今頃は地獄の裁判濟みと相成候頃なるべく、憐むべきは濟州の風月にて候、君は此風月を友として一生涯を漁村に送くること能はず、近々期滿ちて歸城の由、只だ二十五年間の亡命者なる君が明哲身を保たんこと祈候。

▲痛はしきは永宣君にて候、君は祖父氏の英委あれども、今や其門下を棄て、幕友を失ひ、政權病に罹りしため、神經昂進し强いて妓を呼び酒を喫む由、最早永宣君となりし以上は政權生活は忘却せられ候はゝ君の周圍には大なる名譽と權力の來るあるべきに、君も亦た亡命より歸りて漢城の風土病に倒れんとする乎。

東京電報

▲勸業銀行配當

日本勸業銀行林主總會は本年度半期の利益配當を一割宛と決議せり

▲戰役功勞者行賞

戰役中功勞ある民間特志者三十一名に叙勳あり又全國團体三百九十七個人三百三十名に金銀盃の下賜あり

▲統監參內

伊藤統監は參內の上韓國の事情に付き奏上し御下問に奉答する所あり優渥なる御諚を拜し皇后陛下にも拜謁す（以上二十四日發）

雜報

●馬車を下賜さる

總理大臣李完用氏は今回宮中より二頭立の馬車一輛を賜ひたりと

●諸規則裁可　未決囚及己決囚押送規則

廢時財產整理局制官文官任用令等の件何れも一昨日裁可頒布せられたり

●兼權金支出裁可　內閣會議の決議を經て上奏中の退官賜金一萬八千六百圓九錢、官報不足金額千四十六圓、遂安金鑛損害賠償金五千圓豫備金より支出の件裁可されたり

●保安林編入　漢城五署にある各森林は今回保安林に編入すべき旨告示せり

●民長官選の不都合（某氏談）

民長官選問題か、いやはやれ話にならぬでないか、今時分民長官選を擔ぎ出すとは統監府の役人連も余程繞が廻つたと見へる、余り問題が明白すぎて考へる余地も何もないでないか、斯る蠻的の案を何の動機から編み出したものか更に解らない、官權萬能も茲に至て極端である、新聞記者の方々が大演說會を開くと云ふが、輿論を喚起して當局者に反省を促すは輿論の先鋒たる新聞記者の爲すべきことだろう、が、之は當に新聞記者のみに任すべき問題でない、吾々居留民直接に利害を感する問題だ、聞く處に依ると大分各地の居留民間にも反對の氣勢勃然たるものありと云ふ、居留民大會を起して反對の決議をなし當局者に其非を悟らしむるが急務である、若し夫れでも反省する所がなければ委員を選で帝國議會に持ち出すの外はない、要するに居留民大會を開くのが急務である、各地の意嚮も稍々定まれるが如し、遠からず其選びに至るであろう云々

●民長問題の將來（某氏談）

一片の統監府令を以て民團法一部の改正を斷行し民長の民選を官選にしたのは若しも今日何か差當ての必要上爲したるものとすれば其斷行の勇氣を大に賞さねばならぬ、併し今の處差當ての必要が有ると云ふ譯でもなく殊に統監政治の評判の餘り良く無い此頃に於てこんな事をすれば必ず居留民の激昂を買ふことは知れ切つて居る、韓國側の地方政治に就ては伊藤統監は先立來大に觀察使に權力を與へ郡守に採用權及警察權までも與へて從來の中央集權主義を地方分權主義に換へんと企られつゝあるにも不拘我居留民の方へは何とて中央集權主義に緣近き民長官撰を實行せんとするか、而かれども之も一事彼も一事他日治外法權にして撤去せられなば今の民團法も民長も消滅すべきなり只余の憂ふるところは我々居留民にして若し今回の改正に默從せば今の民長の代りとなるべき其時の漢城市長が官選とならんことなり故に我々居留民にして自治の能力ありと信せば今の民長問題は他日の市長問題なりと思ふて此際當局者と戰つて彼等をして官選主義を捨てしめざるべからず云々

●曾禰副統監の訓示（續）

第二は學校の盛衰興廢は專ら皆さんの教授管理の方法が宜しきを得ると否さに依る事は申す迄も無い詳しく言へば教員の教授指導のやり方が眞實誠意から出て居ると表面の形式一遍のものに過ぎないと に基くものである其れ故同じ教科課程の學校にも優劣があり良否があるは其の罪の歸する所見蓋に在る譯では無い畢竟此れを敎へ導く所の師父其の人の親切不親切に因るので言葉に當つて居られる事である如何に切なる任務の心勞は一方ならぬ事と察しする が此の上にも充分丁寧懇篤に御教授になるやう致したいさうなれば兒童の幸ひは申す迄も無く父兄迄も皆さんを尊敬して喜んで其の子弟を普通學校へ出すやうになるであらう

第三は近頃日本の試驗本位論の止んだ事は守府尹に關係なく直接に日本理事官に申請して其の證明を受くるものにして其の申請の方法證明の手續の詳細なるものに至ては目下法典調査局に於て梅博士指導の下に諸種の費慣を調査中なれば民法の制定と共に完全なる保護を受くる事となるべしと云々

●丸山警視總監の訓令

今回の降雨に依て河川氾濫の爲め浸水家屋多く保健上最も注意すべきことなるが丸山警視總監は各警察署長及び分署長へ宛左の如く訓令を發せられたり

頃日霖潦又は河川氾濫の爲浸水家屋夥く從て保健上片時も忽諸に付べからざるを以て該浸水區域に對し速に消毒的大清潔法を執行せしめ左記各項に依り其結果を報告ゆべし

隆熙二年七月廿三日　警視總監　丸山重俊

左記

一、水區域　何々　何々
一、浸水家屋數　內床上浸水何戶、床下浸水何戶
一、清潔法執行期日及方法

●商會補欠議員選定

昨日日本人商業會議所樓上に於て施行せられたる補缺議員の選擧はいよ〳〵左の如く撰定されたり

因に釘本藤二郎氏は和田氏と同點なるも和田氏は同氏よりも年長者なるを以て當撰せし次第なり

一級　進辰馬（七票）
同　和田常市（三票）
同　釘本藤二郎（次點者）
二級　尾瀧延太郎（十一票）
同　淡邊中齊（次點者）

尙尾瀧延太郎氏は過日の選擧に於て三級より當撰せしも這は本人の意志に依り其の何れに屬するやは未定なりと

●日韓新聞記者懇親會延期

本日北署三清洞觀恩亭に於て開催すべき筈なりし日韓新聞記者懇親會は天候不良の爲め延期し來る八月第一日曜（二日）に擧行することゝなりたり

●韓南滊船會社

釜山の同會社は大池忠介氏を創立委員長となし目下株式募集中の由なるが應募者極めて多く好況なりとの事なり

●日韓連絡手續改正

鐵道廳及び統監府郵信管理局線運帶旅客荷物運送手續を改正し第一章總則第二章旅客及び手荷物第三章大小荷物第四章運賃第五章廻送荷物の五章二十二條に區別し二十一日より實施せる由

●賊徒討伐情況

△全羅北道古阜守備騎兵中尉の討伐行動左の如し七月十一日中尉以下九騎は長城の西方約一里半に賊二を殪し銃一を鹵獲す十七日下士以下六騎は興德の西三里にて約二十の賊を討ち其九を殪し銃三を鹵獲す同十八日特務曹長以下十八扶安の西南二里半にて約十五の賊を討ち其五を殪す△光州西方坪里騎兵分遣隊は巡査三名と共に七月九日其西方にて賊一を捕へ銃一を鹵獲す△全羅北道龍潭分遣隊長以下六名は巡査二名と共に七月廿二日龍潭東方約二里にて約五十の賊に出會し其入を殪す我兵六十一名戰死す

●故金山書記官の追悼

故統監府書記官金山尙志君の追悼計畫に就ては先般來兒玉伯監督の下に井上安藤近藤田中大橋の諸氏盡力し同氏生前の知己先輩六百三十餘名の贊同を得醵金二千圓以上に上りたる由なるが追悼紀念としては故人の油繪肖像を調製し統監府に保存することゝなし殘て東京の德永格次氏其の揮毫を擔任中なりしが此程出來統監府に屆きたるを以て故人生前勤務の係故に依り會計課長室に掲ぐることゝなりたるが頗る特巧なるものにて一見故人に接するの感ある程の上出來なりと尙醵金の大部分は吊慰金並教育基金として故金山氏實母及相續者に寄贈することに決し目下其の手續中なりと

●木內次官の招宴　木內次官は一昨廿四日侯爵臺官舍に曾禰副統監梅法學博士俵次官安達憲兵少佐其の他數名を招宴せり

●警察署長任命

命水原警察署勤務　警部　生沼義信
命京畿道警察部勤務　同　眞野景象
同　同　吉田秀松
命全州警察署兼全羅北道警察部勤務　同　岡清三次
命慶尙南道警察部勤務　警部　岡清三郎
同　相澤謙平
命春川警察署兼江原道警察部勤務　警部　秋吉榮
命義州警察署兼平安北道警察部勤務　警部　羽咋德應
命鎭南浦警察署勤務　警部　梅寄辰次郎
命尙州　同　同　山下正孝
命慶興　同　同　高見俊興
命德川　同　同　挾場順一郎
命仁川　同　同　岩田三次郎
命內部　同　同　二宮恒藏
補鎭南浦警察署長　警部　同　鎌田三郎
補羅州同　同　黑澤其一郎
命大邱警察署勤務　同　古屋濟威
補新義州警察署長　同　天野章四郎
同　同　川勝猪熊

●叙勳　廿四日附
統監府法務院評定官　三宅長策
叙勳二等賜八卦章　中樞院書記官　朴壽瀛
叙勳五等賜八卦章　內山重樹（一等軍醫）　戚歌より一昨日入京浦尾旅館
▲西川太郎（第一銀行員）馬山より巴城館
▲田中國夫（東京石川島造船所技手）一昨日來京巴城一館

●近事片々

▲國民新聞の東京便りは伊藤公を統監の適任者としてあらゆる頌辭を並列して居る

▲伊藤公は平和的政治家人道的政治家也

▲日本人として歐米盛世家の理想的人物也と

▲伊藤公の統監たる間は歐米人は我對韓政略に安心する也と之れ蘇峰氏一流の讃辭

▲桂內閣の伊藤公に對する方針之を大概推察し得らるる併し蘇峰氏の筆余りに讃に過ぐるに例の如く元老として青後から干涉せられては困るとの意味歐然たるなり

▲拜倒は桂一流の政略也元老の鼻出口に何れの內閣も迷惑を感ずること甚だし夫れ韓國に往來せしめて其頌を避るの策畧とは讃されたり元老も斯くては厄介也

▲韓國に來れば曾禰子あり別に公の手を煩はすべき事も今後恐らくなかるべし

▲日韓兩國を股に掛け何れにても讃辭の用事を厭やがる殊に女子が其の本務とする家事の手傳をすることを嫌ふやうなことがあるのは韓國でも此點には能く東を付けて家庭の實際と離れないやうに教育の實際的に教導して貰ひたいそれでもあるから皆さんは充分此習を尊重して學校の教育と社會の慣習とかけ離れないやうにされたいと惡習は善い例を示して漸次改方針を取ること是は同時に望び所へば韓國では朝寢の習慣がありて本人の中にも此の惡しき習慣に染まるものあるやうに見受けられて遺憾千萬に思ふ朝寢は体力を衰耗させるもの甚だ善くない皆さんは此の如き惡習を改め善良なる習慣を作るやうに心掛ゆべしと遠からぬやう注意して貰ひたい（未完）

●土地家屋權所有に就て

土地家屋證明規則施行細則と大ひに其の土地家屋權所有に就ては其の點は前者に在りては其の方法は前者に在りては其の統首洞長の認證を經るを要せしも此の協定は統首洞長等に充分理解せられず完全に運用せられず且つ往々當事者と結托して諸種の弊害を生ずる事あるを以て今回は統首洞長に關係中の由なるが應募者極めて多く好況なりとの事な

（明治四十一年七月廿六日 第三種郵便物認可）　京城新聞（日曜日）　第十九號　（三）

雜報

●笹の一葉（六）　みどり生

子として親の言葉をそむくことのタトヒ其の事柄の道理不道理は別として何の躾不孝の罪の免れぬものとは承知いたしては居るものゝ甚麼考へて見ても私は此れ許りは親の言葉に從はれず折角の媚やの口添へではありましたが私は媚やに向つて思ひ切つて只一言「厭です」と申しました媚やは此の私の言葉の餘りにサッパリとし過ぎたゝめ折角此れ迄の心つくしも何となく頼りなく思つたでしやう、しばらくの間はアッ氣に取られた顔をして私の顔をシゲ〳〵と見詰て居りましたが、暫て口を切りまして「れ嬢様……只今のれ言葉で見ますると、貴嬢は何うしてもれ厭と申すのですね、媚やが此れ程迄の心つくしも心かられ厭とあれば仕ソレ迄の事ぢう、此の媚やは何も申し上げますまい、ソレなら此れで引き下りませう、御免遊ばせ」と坐を立ち掛けましたから私は憎たらしゝ媚やの袂を捉へながら「媚やゝ私は少し媚やに話したいことがあるの……媚やの心づくしは呉々も難有は思ふものゝ私は實際心から那の櫻井さんが嫌ひでいつも那の方が家へ遊びに來ると私は媚やも知つての通り癪に口も開かない位ソレに那の方は餘り世間の評判が良くないといふ噂を聞いては居れどソレは別として第一私の年頃としてソノやうに急いで……れ母さんのたつしやつた一身を定める……とかいふ必要はなからうと思ふ許りではなくもう少し學問がして見たいやうな氣もするし……もし兩親が許して呉れるものなら媚やも知つての通り那のソラ栗橋のた梅さんのやうに東京の女學校へ修業にやつて貰ひたいて始終思つて居る今の場合……ソレで什麼あつても「厭」と申したのよ……」と思ひ切つて胸の中を話しますと、媚やは成程と感心したやうな樣子で聞いて居りましたが稍々あつて媚やは「れ嬢様のたつしやることは此の無教育な不束な媚やにもよく判りましたソレならソウと初めから云つてやつて下されば何も此の媚やは御無理なことを申し上げませんでしたものを……ダガれ嬢様、貴嬢が只今れつしやつた事は奥様にもまだれ話しにならないでせう……ナンなら婆やの口から申し上げませうか……」と私の心を酌んでの言葉でムいましたから私はソレならば好い都合と只今婆やに申しました委細の事を媚やの口から母の耳へ入る〳〵ことゝいたしました媚やは母の部屋に參りまして何にかコト〳〵話して居りましたが間も又私の部屋に參りまして「れ嬢様什麼申しましても奥様は れ聞き入れなりません、ソレ所が、ソノやうな不孝者は我が子でない、他迄厭で立て通すなら其の積りで母にも料簡がある……との御傳言、れ嬢様此れ許りには ホド〳〵困りましたね……何とか好い考へはありますまいか……」と下儲いて溜息しました（つゞく）

●聞慶便り

慶尚北道聞慶郡は區域廣大にして北は忠清北道永春郡に界し東は醴泉龍宮西南は延豐咸昌の諸郡に接し總て十九面戶數九千百餘戶人口三萬三千餘人にして邑内を中心として遠きは十里近きは二里地形東南に廣くして西北に狹し有名なる烏嶺の諸峯を負ひて諸川源を發して南流して洛東江の流となす東西北は山岳重疊して平地殆んど稀に南方は河川の流過する領域なるを以て稍平坦なり概して田野開け農産物に富む道中著名の地方として夙に知らるゝ所なり、人情は一般に敦厚にして能く業務を勵み戶々概ね富有の狀あり風俗又善良にして淫靡闘爭等の弊風なく從て犯罪者なども現出せず目下警察署にては留置しあるものなし特に教育に於ては尤も重きを置き漢文又は藤文を解せざるもの少なく邑内には郡立として慶育學校あり日本人二名を聘して日漢文を教授し居れるにより青年にして簡單なる日語を解せざるもの稀なり而して日本人の居住者は官吏、教師、商人の幾分を合して三十餘名に過ぎず住民との融和能く熟して教師加藤某民團長として公私の間に斡旋し頗る人望あり又日本商人も漸く移住する模樣あり數日前料理店一戶開店せり此地產物は米、麥、豆等を第一とし木材薪炭之に次ぎ養蠶の如きも不完全ながら行はれ居るを見る特に木材は古來より良材を出し烏嶺山中には松、栢の如き針葉樹を產し遠く京城又は大邱地方へ輸出せらるゝと又歷史上の事實としては古來聞慶は京城街道樞要の地點にして邑南二里四溝川の上には鐵南門の跡ありて文祿の役加藤清正の築關せる所にして更に北方三里烏嶺山下には二箇所の堅門あり昔時外寇に備へたるものなりと又清正は此地に駐軍することゝ數ケ月邑の東面に其城跡あり又市場として旬二十日餘に亘り毎月二、七日を以て定日とす貨物の集散見るべきものあり物價は產出するもの〳〵外交通不便の爲め頗る高價なり日本貨物の如きは大邱より三割乃至四割高し米一升十錢牛肉百匁十五錢炭一貫匁九錢薪一貫匁二錢石油一升四十錢酒一升六十錢ビール一本三十五錢

●裸体で抜刀

危險極る酔漢

昨日の午後八時三十分頃本町二丁目墓通を明治町方面より二十六七の若者眞裸体で抜刀を打振り駈け來りたり此時巡廻中の佐藤巡査は此体を見て如何なる惨事や惹起すとも知れずと清國總領事館通りの四辻にて止れと大喝せしに若者は巡査の方に振向きナニと云い後右の抜刀を眞向上段に振翳り打下さんとしたるより重ねて静れと大喝せしに如何に思ひけん右の抜刀を振翳したる儘清國領事館の方に向て一散に駈け出したるより同巡査は尚ほ之を追跡したるに若者は清國領事館前通りなる受負業野村吉三郎方に駈込みたれば直ちに取押へ本署に引致し取調べたるに若者は酩酊の結果此始末に及びたること判明し巡警部に依り科料五十錢に處せられたり此男は明治町二丁目百四十八番戶居住德島縣板野郡細田村平民秋岡龜吉（三十）と云ふ者なりしと危險なる飲酒男といふべし

●西部管内其後の被害

二十二、十三日兩日に於ける西部管内の被害は草家三戶六間損害五十圓、破損五十一戶七十間損害百八十五間、浸水草屋九戶四十圓、石垣十二個所十三間、土壇四十二個所四十九間、損害八十一圓四十錢なりといふ

●胡亂な若者

一昨二十四日午前十一時頃西署石橋派出所詰巡査某が同派出所の前に佇立し居りしに年頃二十二三歲の一見破獄犯とも覺しき若者が同橋上を過ぎんとする風体の如何にも怪しきより胡亂な奴と早速引つ捕へ取調べたる所若者の自白する所に依れば自分は京畿道長湍郡山道南德山里池上洞崔明元（二十）と呼ぶ者にて嘗は去る五月十日密盜犯を以て水原監獄署に投ぜられたるも本月二十二日滿期出獄せしを以て京城に上りたるものなりと申し立てしも其の擧動言語に什麼やら曖昧不信の廉あるを以て一應本署に引致され目下尚は取調べ中なり

●文字の魂膽

ソレつら！〳〵憎み

藝者娼妓といふ稼業は一方金の有りさうな弗箱を後ろ盾とし他方心底から惚れに惚れ抜いて居る情夫なるものと飽かぬ樂を恣にする至つて割の良き稼業なるが爰京城新町は大樹樓に其の妓ありと知られたる文字となん呼ぶ頗る付きの別嬪にあらぬ屁ッ嬢もヤハリ此の虫の好き譬へに漏れぬ果報者の一人ぞかし文字は今年年增の香茶も出桑を過ぎた煮タシ茶の香も何うやら失せはせるものゝ〳〵茶漬位には結構間に合ふ所から慾に渇いた色餓鬼共はナニ一夜の妻なら那れでもチョッと大樹樓目掛けて乘り込ひものも可なり少なくないとかの話しなるがサテ此の助的連の一人にて一寸名丈は三面記者の胸の奥に押し込んで置くことゝして……さる會社に通勤するある優さ男ありと思召されたきが此の男實世如何なる因緣あるにや多分女の爲めには孫子の代迄も貧乏するといふ惡き夢でも見た譯ではあるまいが如何いふ都合か此れ迄も極めて御面相の二の町的なる女に酔引き掛り其の度毎に少なからぬ金を捲き上げらるゝといふ他人ながら氣の揉める程の目出度生れ付きにてッと此の春花見戻りの途すがら途中でソレからといふものは雨の降る日も風吹く夜半も文字〳〵とセッセッと通ひ居りし女の方ではドッコイに氣の毒ながらそうは行きませんと紅い舌を出したか麼かは知らねど何んでも他の意中の男と共謀して此の旦那を誑さんといふ細くない魂胆らしいが此奴一電解目かしらといふ投書が二十五日附のハ便の消印で……

●路傍の死体

本町五丁目魚類商横山吉助（三十）は一昨日仁川より歸途汽車不通の爲め京仁間の薄暮を通行し來るより約三里北方通路より約二間を隔てし土地崩落し水の溜りたる所に男の死体胸より下は水に浸り居るを發見したりとて同人は入京の上南部警察署に屆出たり同死体は讓も分明せざるも印入の半纏を着し居れども頭髮の長き所より察すれば多分韓人ならんとのことなり

●新町の阿呆鳥

此頃の暑さも厳はず一昨夜新町に繰り込し馬鹿者共は總計八十五名此が遊蕩費は五百十二圓九十五錢にして其内譯を記すれば井門支店四、沓春二十、清月十一、第一樓本店八、同支店六、月下樓八、大樹屋八、山遊樓三、京城樓九、南山樓五、高島屋四、松葉樓は不明なり

杯飲んだがソモ〳〵の始まりにて酔ふた機嫌の車の挽棒は前記の大樹樓に横附けにされトン〳〵と登る稀の足の音も陽氣にズッと坐敷に通りし間もなくソレへ御降臨あらせられたるは例の文字大夫なるが其の時優さ男先生がチョッと見染めし其の意味あり氣の眼元を見て取つた文字は此の助的確にわたしに御坐つて居る哩と胸の中で合點し部室へ引けてがら翠帳紅閨どやらの内四十八手の裏表を使ひて程よく男を操りしに男は此の一段でスッカリ乘つて了ひ此の女ならば將來我が妻にした所で何の差し支わなしと

龍山榮町 電話二九番
藥局
藥劑師田淵芳太郎

●傳染病患者現在數

目下脊坡病院に入院せる傳染病患者は天然痘五名腸窒扶斯十四名赤痢五名計二十四名なり

●科料一束

南大門通二丁目に廢敗したる果物を販賣したる森川香吉は科料五十錢に長谷川町二丁目飲食店長崎縣平民馬渡喜三（三十）は六月十五日より七月十七日迄許可を得ず氷營業をなしたる廉を以て大和町一丁目四十九番戶大阪府平民岡本アイ（三十）は本月二十一日午前〇時三十分頃迄高聲俗歌を唱へたる廉を以て何れも科料一圓に處せらる

●天然痘

京城旭町一丁目百七十八番戶槙村ケン（八）は二十四日天然痘に罹り青坡病院に送らる

●日本人布教

長谷川町西本願寺にては本日午後八時より鎌田開教使の日本人布教あり

●日曜講壇

旭町二丁目名古屋城日本メソヂスト教會に於ては本日午前十時禮拜說教「ヘロデ王どヨハチ」午後八時傳道說教「罪惡の惑」あり

●日曜講壇

「の出町京城基督教會にては本日午前九時より日曜學校同十時より禮拜國居加一氏の聖書講義あり參聽隨意なり夜分の傳道說教は夏期中休會の由なり

●本町座の白川劇

本町座に於ける白川一座の演劇は大好評にて大入を極め居るが本日の替狂言「御員令」にして配役は左の如し

女將れきく（今井）婆れ熊（石卷）女中れ友（伊東）通辨木村（葉山）吉田巡査（土居）娘れとら（岡島）憲兵（田宮）探偵リーボー（南郷）吉村屯所長（中川）母親れみつ（小泉）藝妓花吉（寺西）うどんや忠藏（秋山）憲兵（佐藤）書生高田（喜多）靜子（三浦）妹れ八重（四位野）法界屋（島村）吉田政夫（白川）

待合

本町一丁目北裏　春日（支那領事館前）

（平）（民）▲京城で僕が嫌ひなものが三つある一は東京邊では車夫でさへ唾もかけぬ樣な小役人が威張ること二は成り上りの妻君などが（文）（庫）

アサヒビール

◉製造所ヨリ直輸入者の直販賣
角自轉車商會韓國支店
長谷川町一丁目（電話八番）
本店 大阪
支店 東京、京城、大邱、多博、山福、
搬送
●定價表 ●地方注文取扱 ●商標登録

●天氣豫報（自廿五日午後六時至廿六日午後六時）
南の風曇但少雨後晴
二十四日午前六時各地氣象警況
南の風吹き釜山は風力強く仁川は雨天龍岩浦は濃霧を見しも其他は一般に晴天なり

廣告

月刊 朝鮮
毎月一回 一日發行 定價廿錢 郵稅一錢 一切前金
京城本町二丁目 日韓書房

檢査濟
氷卸販賣
益田氷庫
販賣所 旭町一丁目（電七四五番）南山町掬翠樓前

株式會社 韓國京城
大韓天一行銀
電話五五八番

京釜線
京仁線
開通
統監府鐵道管理局

生石灰製造販賣
仁川電話六十二番 八田商店
京城本町二丁目 電話六十五番 林田商店
龍山榮町電話一二九番 田淵藥店
特約販賣店

▲中元大賣出し▼
七月廿一日より現金壹圓以上御買上の御方樣に限り正札より壹割引可仕候
國產美濃蚊帳發賣
日の出足袋賣
岐阜提燈元
京城本町四丁目
林巽服店
電話六五二番

○土耳古金回煙草GD
インペリアル
茶褐色スポルト
各種
京城代理店
歐米雜貨商
京城本町六丁目
岡野商店

茶羅次の身上話（二）

老妓

◎藝者の内政

質といへば、質屋さんには隨分厄介を掛けましてゐますよ。其頃の吉原の藝妓で、此除を知らないものは、一人だつてありやアしません。ソリやア稼業が稼業ですから、自家へ往つて見りやア、布き込んだ長火鉢に、箪笥の一棹や二棹は麗々と飾つて置き、着更の三重ねや四重ねは、何時でも其中に藏つてある機な顔付はして居ますが、夫れが大違いで、大概はまア空巣です。其變り金になら無い品でなしの物を、何といふ譯無く入れて置き、酷いのになると、泥の付いた下駄などを仕舞つとくのがムいます。箪笥を下駄箱にするなんぞは隨分變つて居ませう。

夫れで着物といふ皆物は、根底質屋に預けて置きますから、れた坐敷が掛つて來たとなると驚きでしたネ。斯樣顔でも、二十歳前後の色氣のある盛りですから、れ化粧だけは自家でして、平常着の儘質屋さんに飛び込み、其處で着換をしては、何喰はぬ顔でれ坐敷へ出掛け、サーッサ浮いた〳〵、瓢單ばかりが浮きものか、妾も此頃浮いて來たと、他人目には大層陽氣らしく、貧乏といふ風は、何處を吹くといつた樣な調子に見りやすが、腹の中は、ナカ〳〵つらうムいました。れ坐敷が濟ひと自家へは歸らず直く其足で前の質屋さんに往つて、其着物をぬぎ捨て、元の平常着になつて我家に引き上げるのですが、御祝儀を頂いたつて、着物の利子に取られて仕舞いますから、自分の手には幾程も這入りは致しません、然し其頃のれ客樣は、大概現金で下すつたから如何ほか斯にかれ茶がにごせて居ましたが、今日の樣に紙花澤山では、當底やり切れたものぢやありません。

其んな工合で、質屋さんには日に何度といふ事は無く通ひました。妾の置きつけはツイれ向ふの横屋——江戸町一丁目にありました——といふ質屋さんでしたが、田の着物から臺夜の着物、利足其他を符帳にして置き、妾の顔さへ見りやア、其時刻の着物を持つて來て呉れましたから、直ぐ間に合つて世話なしでした。符帳ですか——利足が二ッ溜ると母指を出し、一ッだと人差指夜の着物だと小指を出すといふた工合でネ小僧さん萬事呑み込んで居て、人に知れ無い樣に、夫れを小陰でやらかすのです。然しれ座敷のれ客の種が知れて居て、少し氣取つて行きたいといふ樣な事がムいますと夜分でも出の着物にしたいから、其事を小僧さんに耳打ちをすると、母指を出して二三度念を押し宜いとなつた所で奥へチョコ〳〵と駈け込みましたが、其小僧さんの氣の利いて居たには感心しました。今では神田に立派な質店を出し、旦那樣で大したものになつて居ます。

▲京龍醫師案内▼

病室新築入院隨意
内科、小兒科、花柳病
眼科、外科、婦人科
京城壽町三丁目
清水材木店跡
院主 醫學得業士 中島貞信
中島醫院

入院隨意
内外科 小兒科 産科 花柳病
京城旭町一丁目
安東病院
電話九一三
院長 安東貞一郎

見習看護婦募集す希望者は本人來談あれ
新皇城
日韓病院
大漢門前

内科 外科 婦人科
入院隨意
京城南山町二丁目
植村病院
（電話三三〇）

龍山旭橋通
久木田醫院
入院隨意
診療

龍山老松町
入院隨意
上田病院
電話二二八番

産科・婦人科・小兒科
京城本町八丁目
山崎病院
醫科大學產科 婦人科專攻 醫學得業士 山崎宗三

京城西小門通り
京城醫院分院
院長 菅恒

入院隨意
京城壽町三丁目（元阪井病院跡）
高井醫院
（電話二一六番）
院長 陸軍三等軍醫正 高井貞治

入院隨意 各科診療
共立病院
京城本町六丁目

▲京城辯護士案内▼

京城旭町三丁目
永井法律事務所
（電話一三八）
辯護士 永井道忠
辯護士 白井勝悟

京城旭町二丁目
辯護士 大久保雅彦
（電話八三九）

明治町二丁目七十五番戶
佛國教會表門前
辯護士 元判事 法律學士 岩田仙宗
電話三五四番

本宅 京城東大門外玄蛛運別莊
事務所 京城旭町二丁目
辯護士 藤井太郎

辯護士 明法學士 前代議士
銅幌三十三統五戶（明治町笑當）
事務所 京城本町五丁目 電話二五六
本宅 電話二二四（長距離）
高橋章之助

京城理事廳前
辯護士 莊子斌

京城南山町一丁目山手
辯護士 皆川廣濟
（電話八五七番）

正札販賣
京城本町四丁目古城病院隣
書畫骨董燒
博古堂

◉日本瓦製造販賣
弊店儀今般左記の所に移轉致し從前の通り營業仕り候間相變らず御愛顧の程伏而奉願候
京城古市町（保稅倉庫前）
濱本商店

諸衙官用御品調達
營業目科
紙類書籍 印刷附屬品 印刷インキ 防腐デシン 穀物食鹽 織物染料
委托販賣
東京合資會社 アライアンス商會代理店
東京濱町百七番 ビュームエンドライフ商會代理店
東京千代田生命保險相互會社代理店
東京博文館發行書籍特約店
東京金港堂發行書籍特約店
釜山臺鹽合資會社食鹽特約店
各學校用品調達
藤田合名會社
本社 京城明治町二丁目二番
電話二三〇番
出張所 東京 京橋區南鍋町一丁目
電話新橋三九六二

▲五錢洋食▲六ケ月前金四圓▲郵稅一ケ月金五錢
▲新聞料 新金壹圓▲六ケ月前金五圓▲郵稅一ケ月金
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西署四小門通
電話新橋六三
京城郵船株式會社

神佛葬具請負並に佛具販賣
貧困者は特志取扱申候
京城南山町四丁目（花月向）
左文字屋
取次電話八四九番

明法學士 訴訟代理人
小川勝平
事務所 京城本町一丁目
（電話四壹番）
大邱東門外

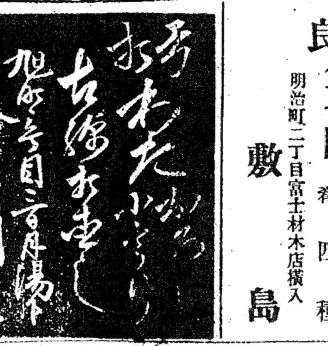

貸物及船客取扱店
仁川海岸通
郡回商會
電話三九番
京城南大門通
巴商店
電話三〇六番

日本郵船株式會社
仁川出帆廣告
瀛船
電話十番

●釜山長崎門司神戸行
山東丸 八月二日 後時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行
第一オハヨ號 八月 日 後三時出
鉛路丸 月 日 後三時出
●大連、大沽、牛莊行
高砂丸 七月 日 後一時出
山東丸 七月 日 前五時出
●大連、大沽、牛莊行
酒田丸 八月 六日 後一時出
●鎮南浦行
第一オハヨー號 月 日 後三時出
●釜山出帆、元山清津、浦鹽行
弘前丸 月 日
●鎮南浦行
第一オハヨー號 月 日 後三時出
●新聞料 新金壹圓▲六ケ月前金五圓▲郵稅一ケ月金拾錢
●廣告料 ▲一枚金二錢▲一ケ月前金拾五錢▲三ケ月前金五錢▲六ケ月前金四圓▲郵稅一ケ月金五錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西署四小門通
電話新橋六三
京城郵船株式會社

貯蓄預金
長崎貯蓄銀行代理店
（十八銀行京城支店）
一口壹錢以上何程にても御預り取扱
（利息日參錢後四厘）
其他日本、韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり

韓國京城
株式會社 第一銀行
營業用 電話 一一番
電報 國庫 生
電報 國庫 度用 六二番
營業用 三三一番 分析所用 六二一番
本店 東京市日本橋區兜町
內地支店、出張所
大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東區、新大阪町
韓國支店、出張所
仁川、釜山、元山、鎮南浦、群山、平壤、木浦、大邱、開城、咸興、城津、馬山、鎮城
清國安東縣

右の外內外各地重要なる場所には爲替取引先あり
營業事務に關する御用向は富店營業課長に御相談被下度候

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
本金 參百萬圓
資積立及繰越金 八拾萬圓
京城南大門通
株式會社 十八銀行
（電話四二〇）
京城支店

本店 長崎市築町
支店 出張所
京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、群山、五島、豐鹽、羅州、群山、其他日本、韓國樞要地及露領浦鹽
日本韓國銀行
大阪、熊本、佐世保、鎮南浦

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北江堀通五丁目
支店 釜山仁川平壤鎮南浦安東縣
株式會社 第五十八銀行
（電話五八番）
京城支店
爲替 東山陽道 十三ケ所 東海道 二十八ケ所
組織 南海道 二十三ケ所 北陸道 十三ケ所
先 西海道 三十ケ所 山陽道 七十五ケ所
臺灣 北海道 二五ケ所 清韓 國庫 一九ケ所

●●入院隨意●●
京城本町七丁目
小川病院
電話六五三

●●入院隨意●●

東京
生拔ば
京城壽町三丁目（高井病院隣）
東京庵
（電話架設中）

會席御料理
京城本町八丁目
富士見樓

民刑訴訟鑑定
登記漢城府手續
諸願屆代書
土地鑛山測量
集金取立代辨
土地家屋賣買金錢
貸借其他諸般ノ仲介
岡田事務所
京城本町一丁目
民役所前
取次電話六二一四

賃貸或は賣却
京城鐘路通り一丁目
一貳層洋屋
造作は專ら日本式便所及湯殿は新設也
右弊所便用の處今回移轉すべきに付賃貸或は賣却可仕候間御望の方は御來談被下度候也
鐘路 精成組事務所

本店 仁川理事廳通（電話三二番）
支店 京城南山町（電話一〇七番）
原金旅館

陶磁器卸小賣
官製煙草元賣捌所
京城本町二丁目
肥 陶榮商店
電話壹壹參番 電信路符ト
振替貯金口座壹五七壹番

會席御料理
京城南山町三丁目
鰻丼
蒲燒
天金

東京淺草觀世音名物紅梅燒 高等衛生茶用煎餅 中元御進物用に適し腐敗の憂なし 京城南山町二丁目天眞樓前 梅林堂